

議案第29号

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和6年5月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛西市消防団員等公務災害補償条例（平成17年愛西市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「12,440」を「12,500」に改め、同表班長及び団員の項中「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に、「10,670」を「10,800」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛西市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた愛西市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。